

発行責任者
東大和障害福祉ネットワーク
東大和市南街1-22-6
シティコート南街1F
NPO法人
自立生活センター・東大和内
TEL:042-567-2622
2011年1月20日発行

年頭のご挨拶

2011年という新しい年が始まりました。

2006年に、障害者自立支援法に対し、市内の障害者団体みんなで一緒に共通課題に取り組んでいこう、そして誰もが安心して、自分らしい地域生活を送れる東大和市を作っていこう、と設立された、この東大和障害福祉ネットワーク。もう5年になるのですね。

小さいながらも地道な活動を通し、現在は、東大和市地域福祉審議会(専門部会は障害者部会に所属)や、東大和市地域自立支援協議会(会長職)にも参加することができるようになりました。これも、ひとえに賛同団体の皆様、ならびに応援してくださっている多くの方々のおかげと、心から感謝申し上げます。

障害者福祉制度は、今、変革の時を迎えようとしています。

2006年(ネットワークができた年ですね!)12月に国連で『障害者権利条約』が採択されて以来、日本国内でも、この条約を批准するに値する国内法整備に向けて、内閣府の中に様々な検討委員会が立ち上がり、真剣な討論・議論が繰り広げられています。その中で、障害者基本法も、障害者自立支援法も、数年のうちに改正されていくことになっています。また、その流れで、『障害者差別禁止法』も制定されるようになるでしょう。このような戦後最大の変革の中で、今までとは違う視点での障害福祉というものを見据えていく必要があります。

「障害者はかわいそう」「障害者はがんばらないといけない」「障害者はサービスの受け手」という時代は終わりです。

「保護の客体から権利の主体へ」

ひとりの人間として、ひとりの市民として、人権を主張しながらも、自分が地域に対してどんな役割を担っていけるのか、ひとりひとりが、自らを省みる時ではないでしょうか？

本年も、東大和市の福祉推進のためにご協力よろしくお願いします。

東大和障害福祉ネットワーク代表 海老原 宏美

東大和市地域自立支援協議会の動き

平成 22 年 3 月 29 日に東大和市地域自立支援協議会が発足し、平成 22 年度に入り、8 月 2 日に第一回目、11 月 2 日に第 2 回目の東大和市地域自立支援協議会の開催がありました。

発足時の協議会で、協議会及び委員の役割について質問が出たところから、第一回目は、西宮市地域自立支援協議会会長の玉木幸則氏を講師に招き、「地域自立支援協議会の役割」というテーマで公開学習会が行われました。障がい当事者である経験から、障害者ケアマネジメントや相談支援事業、西宮市の協議会についてなどわかりやすく説明していただきました。

2 回目の協議会の前に、平成 22 年度多摩地域自立支援交流会が 9 月 29 日に立川市女性総合センターで開催され、協議会委員は任意出席ということで数名参加しています。内容は、あきる野市地域自立支援協議会事務局藤間英之氏が基調講演「相談支援における地域自立支援協議会の役割」ということで、地域自立支援協議会が立ち上がっていないところやまだうまく機能していないところのために、地域自立支援協議会をうまく活用し、地域の各機関がつながっているからこそ支援が継続できている困難事例の報告と、それをうけて、真に機能する地域自立支援協議会の作り方、活性化の取り組みを共に考えるシンポジウム「地域自立支援協議会だからできる、複合課題のある家族支援」でした。コーディネーターが東洋大学ライフデザイン学部教授小澤温氏、シンポジストとしてあきる野市藤間英之氏、各地域自立支援協議会会長（国分寺市加瀬進氏、小平市伊藤善尚氏、府中市鈴木一成氏）が参加されていました。

11 月 2 日に開催された第 2 回目の東大和市地域自立支援協議会では、「地域自立支援協議会の運営について」話し合いました。‘第一回目の振り返りや感想等、協議会の役割についての理解’、‘多摩地域自立支援交流会の報告’、‘運営上の課題と対策’という流れで進みました。多摩地域自立支援交流会の報告で、‘事例の掘り起こしが難しい’、‘相談を受けるためのルート確保’、‘協議会の周知’、‘専門部会は必要なものから設置’という課題があり、具体的な話として、相談体制、窓口をどうするかということで、知的、身体、の相談窓口も社協でできないか、各事業所や団体に協力依頼をしてはどうか、アンケート等によるアウトリーチはどうか、専門部会の設置については、事務局では平成 23 年度に生活部会と就労部会を考えていることや、協議会の周知についてはホームページを検討することなどについて、各委員の方々がおいおいいろいろな意見を出されていました。

地域自立支援協議会は、‘各地域によって成り立ちが違うのでこうしなければならないというものではない’という多摩地域自立支援交流会での話もあり、今後、東大和市地域自立支援協議会も東大和市の地域性に応じた形づくりができていけばよいのではないのでしょうか。

ところで「仮称総合福祉センター」どうなったの…？

昨年度市民参加の検討委員会でやっと基本計画が出来上がった「(仮称)総合福祉センター」が市の財政が好転するまでストップしていることは皆様ご存じだと思います。この決定が為された昨年末「市の財政の好転」の定義を追求しましたが明確の回答をいただく事ができませんでした。また、センターで実施するはずだった事業は市の福祉に関する早急の課題であることから、建設等が遅れるのであればその間の対策についても速やかに内部で検討し公表するはずでした。

ところが、今年度半ばに福祉部長の交代などがあり、いまだにセンター建設延期対策についての明確な説明等はありません。そして今回、東大和市実施計画により、来年度に新たな「包括支援センター」が出来る事が分かりました。「包括支援センター」は介護保険による事業で、「(仮称)総合福祉センター」の実施事業に含まれていました。この計画だけが、総合福祉センター基本計画案から抜けて、単独先行したということになります。しかし、私たちが求めている「総合相談窓口」「障害者就労支援センター」「生活介護」などはあくまでセンターで実施を考えているため、いったいいつ頃実現するのか全く分かりません。

中でも「障害者就労支援センター」に関しては、近隣で設置していないのは東大和市だけという状況で、他市の場合、特別支援学校生徒の実習先には就労支援センターの担当者が立ち会ったりしているのに、東大和の場合そのようなサポートがまったくできておらず、就労にこぎつけられるかに大きな格差を生み出しています。「東大和市に住んでいる」というだけの理由で「就労支援」という行政サービスが受けられず、他市の方と同じスタートラインに立つことができない状況が出始めています。

せっかく昨年度多くの市民の参加を経て「基本計画」を作り上げたのに、すぐに実行されなければいろいろな状況も変わってしまいます。実際、包括支援センターが抜けた時点で、基本計画案は崩れているわけで、そのことについて基本計画策定検討委員会メンバーに何も周知されていません。「市民の合意を得られなかった」という理由で基本計画策定が延長されたのに、市民を含んだ委員をまた軽視している状況も、大きな問題だと思います。

市の貯金がたまって来ているという話も聞こえてきている中、一刻も早く「総合福祉センター」の今後の方向性を明確にさせていただくことを望みます。すぐに再開しないのであれば喫緊の課題に関しては「基本計画」にとらわれることなく対策を講じて欲しいと思います。

東大和市の災害時対策！

現東大和市長は、市が取り組む最重要課題として、「福祉」「防災」「教育」を挙げています。そのこともあって、以前から、総務部防災安全課により関係所管に働きかけ、「災害時要援護者対策」を考えようという動きはありましたが、なかなか思うように進まなかったようです。



しかし、今年度、担当事務局を福祉推進課に移し、検討委員会を立ち上げました。構成メンバーは、福祉部長(会長)、総務部長(副会長)、高齢介護課長、障害福祉課長、福祉推進課長、健康課長、防災安全課長、市民生活課長、子ども生活部長、みのり福祉園長です。



検討内容は、まず、「災害時要援護者」の定義づけから。東大和市では、どのような人を「災害時要援護者」とするか。高齢者は年齢で区切るのか、障害者は手帳を持っていない人をどうするか、单身・独居をどう考慮に入れるか…とても重要な検討ですね。



また、「災害時要援護者」の対象が決まったら、その名簿をどのように作って、どのように管理するか。「災害時要援護者」対象だったとしても、他人に自分の住所や生活状況などを複数課に渡って知られたくない、という人を無理やりリストに入れることはできません。一方、そのような名簿に登録できることを知らなかった！という理由で援助から漏れてしまうこともあってはなりません。また、妊婦さんや児童は、年数が経てば「災害時要援護者」から外れることもあるでしょう。名簿の更新、どうしよう？

名簿ができたなら、次は個別支援計画です。それぞれの「災害時要援護者」が、実際、災害時にどんな援助を必要とするのか？それは、どこにおいて、どんな人が提供できるのか？綿密な計画が必要になります。



そのような、はじめの一歩的な検討から、東京都の助成金を使って、避難支援方法、情報提供方法、避難所でのケアなどについて、「災害時要援護者対策マニュアル」を今年度中に作成するなど、にわかに動き始めました！

来年度は、自治体や自主防災組織が活発な地区を選出してモデル事業を行っていき、改善しながら順次市全域に広げていきたい、とのことでした。



防災というのは、人任せ、行政任せではいけません。自分は何が準備できるのか？自分にできない部分は誰にお願いしておくことが適切か？行政の支援の仕組みをどう活用するか？自分で考え、もしもの時のために、自分からアピールしておくことが重要です。

24時間介助、医療的ケアが必要な海老原も、いろいろ準備が必要だなあと思いつつも、東大和市がどのような対策に打ち出するのか、ちょっと楽しみです☆

私と同様に、災害時要援護者対策が気になる方は、福祉推進課に聞いてみましょうね！



「東大和市共同作業所連絡会」のご紹介☆

東大和障害福祉ネットワーク賛同団体の皆様のご紹介は一通り終わったので、市内の他のグループに、自己紹介をいただきました！

東大和市共同作業所連絡会（共作連）は、あとリエトントン、第二あとリエトントン、ライブリィ工房、かたつむりの会作業所、食工房ぱる、そして第一・第二・第三みんなの家の8ヶ所の作業所があつまり、1993年4月に発足しました。

以来、東大和市を、障害者が生きがいを持って働けることができる街にすることを目標に活動をつづけています。隔月一回の定例会をもち、情報交換や活動の計画などを進めています。恒例となった市役所ロビーでの自主製品などの展示販売は、年に5～6回開催し、作業所の活動を広く市民に知って頂くきっかけになっています。

また、毎年、東大和市への要望をまとめ、要望書を提出し、市長との懇談会も行っています。そんな中での成果として、ハミングホールでのホール主催演目の際にロビーでの販売を行うことが出来るようになりました。

また、夏にはイトーヨーカドーでの展示即売会も復活させることができました。通所者の工賃確保は、困難かつ重要な課題です。その意味でも販売する機会が増えることは、作業所にとってはとてもありがたいことです。

また、今年度は、小規模作業所を舞台にしたきょうされん（全国共同作業所連絡会）制作の映画「ふるさとをください」の上映会を開催し、市内の多くの福祉関係の皆様のご協力のおかげで大成功をおさめることが出来ました。

作業所は今、障害者自立支援法に基づく新しい事業に移行するという大きな転換点に立たされています。今後の作業所運営には、多くの困難な課題があります。作業所同士が力を合わせて少しでも前進できるように活動を推し進めて行きたいと考えています。

作業所の販売品紹介

あとリエトントン	566-3920	革製品 クッキー 名刺作成 チラシ作成
第二あとリエトントン	566-4001	革製品 パウンドケーキ 網戸張替え
かたつむりの会作業所	567-1028	手芸品 クッキー
食工房 ぱる	567-1441	パン 弁当 オードブル ラスク 他
ライブリィ工房	567-2513	手芸品 マドレーヌ 食塩
第一みんなの家	564-1900	陶芸品（湯呑み マグカップ 花瓶 皿など）
第二みんなの家	567-0267	さをり織り（バック ポーチ ベストなど）
第三みんなの家	562-8776	手芸品 押し花製品 ジャム あめ アンダーギー

*お求め、お問い合わせは各作業所にご連絡ください。

～今後の障害者制度改革～

2009年9月に政権交代があり、自民党から民主党政権になりました。その後、いまだ批准に至らない障害者権利条約に批准するための法整備を行なっていくため、内閣府に障がい者制度改革推進本部がおかれ、その中の推進会議において今後の障害者政策が話し合われています。中でも革新的だったのが、推進会議の室長に障害当事者になったということ、推進会議の委員の半数以上が、当事者、もしくは障害福祉関係者であったということです。話し合われる政策の中身も、福祉、教育、医療、雇用など、多岐にわたります。最終的には、障害者基本法の改正、総合福祉サービス法（仮）・障害者差別禁止法・障害者虐待防止法の制定と言ったものが挙げられます。

2009年10月の全国大行動では、長妻厚生労働大臣(当時)が障害者自立支援法について「障害者の尊厳を著しく傷つけるものであった」と発言し、障害者自立支援法の廃止と障害者制度の見直しを行なう宣言を行ないました。

このように、全てが好転したかのように思えたのですが、民主党の政策が思ったように進まなくなると、障害者政策の改革の勢いも当初よりは徐々に弱くなってしまいました。

そんな中、廃止することが決まっていた障害者自立支援法は、2010年12月に一部改正法案として厚生労働委員会で採択され、本会議で成立し、延命されてしまいました。改正案の中身は自己負担を応能負担にすること（実質は4段階の定率負担）や、発達障害が自立支援法の対象になること、全市町村に基幹相談支援センターをつくること、グループホーム・ケアホームの助成の創設、重度視覚障害者への移動保障を地域生活支援事業から個別給付にすること等でした。

何が問題なのかというと、改善という形であっても、従来の考え方が拭いきれていないということです。自立という名前が付きながら、定率負担や国庫補助の実質的削減や制限等によって、障害者の自立を阻害してしまう法律が続いていってしまう恐れがあるのです。また、ろくな審議もしないで可決したことで多くの問題が残されてしまっています。例えば現状と何も変わらない（課税世帯は最大37,200円/月お金を取られ続ける）にもかかわらず「応能負担」と書かれていることや、視覚障害者の移動保障を個別給付にすることで予測される、混乱や給付量低下の可能性に対して、十分な備えをしていないこと等が挙げられるでしょう。それ以外に特に重要な事としては、サービス支給決定プロセスの仕組みが変わり、サービス利用計画書（介護保険のケアプランのようなもの）を基にサービスの支給量を決定することになること、その対象者が大幅に拡大されてしまうことが挙げられます。この事によって、サービス利用計画の作成者の考え方次第では、本当に必要なサービスが支給されない恐れもあります。

さて、推進会議ではその間もずっと議論は行なわれており、2010年12月17日で29回を数えるまでになりました。これからは、推進会議で決まったことが随時、法律によって整備されて行く段階です。まずは、2011年度中に障害者基本法の改正が行なわれる予定になっています。

今後も全国の障害当事者や障害者の関係者、障害福祉団体等がよりいっそう声を挙げていく必要があります。一緒にがんばっていきましょう。

詳しくは、こちらで確認することができます。

内閣府の障害者施策ホームページ <http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>

今こそ進めよう！障害者制度改革 自立支援法廃止と新法づくりを確かなものに

10. 29全国大フォーラム



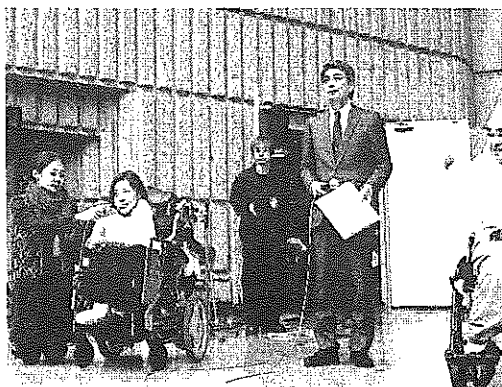
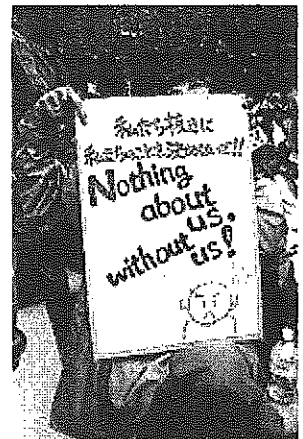
上記スローガンの下、日比谷野外音楽堂に全国から約1万人の障害者や関係者が集まりました。今年は、昨年の暑さと打って変わり、肌寒い中での開催となりましたが、会場は熱気に包まれました。

昨年、長妻前厚生労働大臣は、全国から1万人が参加したこの大フォーラムの会場で「重い負担と苦しみを課し、尊厳

を傷つける障害者自立支援法を廃止し、新法をみなさん一人一人の意見を聞いて、みんなで一緒により良い制度をつくっていききたい。」と約束しました。

その後、「障害者自立支援法は国民の生活と命を守る憲法に違反している」として全国各地でいっせいに裁判を起こした違憲訴訟団と国の基本合意や、障害者制度改革推進会議の提言など一定の成果はありました。しかし、自立支援法の延命ともいえるべき「改正案」が浮上するなど、油断できない状況のもとでの開催となりました。

今回、JD（日本障害者協議会）の赤平氏と当ネットワーク代表の海老原の司会のもと、ミニコンサートから始まり、開会宣言、来賓等のあいさつと続きました。「反貧困ネットワーク」の湯浅誠さんの、「厳しい局面の今だからこそ連帯することが大切。ともにがんばりましょう！」という力強いメッセージや、違憲訴訟弁護団の竹下弁護団長の「自立支援法をもう一度つぶすまで運動を！」という呼びかけに、大いに励まされました。各党議員の発言にも感動しましたが、このような重要な集会に来ない政党がいることも驚きでした。



最後に、アピール、シュプレヒコールと続き、デモ行進がスタートしました。特に、アピールでは「自立支援法廃止と新法作りを確かなものとし、制度の谷間を解決し、インクルーシブな制度確立を行うこと」を始め、15項目を会場の参加者全員で、大きな拍手とともに確認しあいました。

アピール文は、次ページをご参照ください。

今こそ進めよう！ 障害者制度改革 自立支援法廃止と新法づくりを確かなものに
10.29 全国大フォーラム アピール案

昨年、長妻前厚生労働大臣は、全国から1万人が参加したこの大フォーラムの場で、「重い負担と苦しみと尊厳を傷つける障害者自立支援法を廃止し、新法を、みなさん一人一人の意見を聞いて、みんなで一緒によりよい制度をつくっていききたい」と約束しました。

障がい者制度改革推進本部の下に、今年1月から開始された「障がい者制度改革推進会議」と「総合福祉部会」は、権利条約の実現と自立支援法違憲訴訟の基本合意文書をベースにして活発に議論し、6月に画期的な「第一次意見」をまとめ、閣議決定がされています。

しかし、5月には、政権交代前に出されていた内容をベースにした「自立支援法一部改正」法案が、私たち抜きにすすめられ、多くの批判が集中しました。

私たちは、厚労大臣が約束したように、自立支援法が廃止され、当事者の声が十分反映された新法が実現することを切望しています。同時に、「緊急課題」については、新法を待たずに、予算措置の中で具体化すべきです。

介護保険との統合への道を絶対に開いてはなりません。障害があっても、みんなが社会の中で人間としての誇りを持ちながら豊かに暮らしていけるように、権利条約のめざすインクルーシブ社会を一日でも早く実現していきましょう。

私たちは、ここに参加している多くの仲間、関係者、そして全国の仲間たち、幅広い市民の人たちと連帯し、下記の諸点について実現に向け行動していくことを決意します。

記

- 1、自立支援法廃止と新法づくりを確かなものとし、制度の谷間を解決しインクルーシブな制度確立を行うこと。
- 2、権利条約の批准には、総合福祉法づくりとともに障害者基本法改正、障害者差別禁止法制定が不可欠である。これらを検討している障がい者制度改革推進会議の明確な法的位置づけと財源保障をすること。
- 3、「地域主権改革」では、格差・社会的排除の拡大を生むことなく、どの地域においても障害者が差別されることなく地域で暮らす権利を保障すること。
- 4、障害者の生活を直撃している「応益負担」をあらため、障害者本人の実態をふまえた負担への変更をすること。
- 5、障害の定義は、制度の谷間をつくらず、発達障害や高次脳機能障害、難病等を対象に含め、障害者手帳の所持を要件とせず、サービスが必要と認められた者を対象とすること。新法制定までの間、必要とされるサービスは直ちに提供すること。

- 6、どこで生まれても必要な療育・保育等の支援が得られるようにすること。契約制度を見直し、放課後や暮らしの場に、子どもにふさわしい福祉サービスを実現すること。
- 7、「できる、できない」ではなく「どのような支援が必要か」という視点から、障害者一人ひとりのニーズに基づくサービス支給決定の仕組みとすること。
- 8、どんなに障害が重くても、地域で暮らせるよう、自治体が支給決定したサービス、地域生活支援事業に対して国が責任をもって財源保障をすること。
- 9、日常生活上で医療的ケアが必要な重度障害者の地域生活を保障するための、地域基盤の整備と介助保障の確立をすること。
- 10、地域生活支援事業となり大きな地域間格差や後退が生じた移動支援事業やコミュニケーション支援事業等に対して、国が責任をもって財政保障をし、自治体ができるようにすること。
- 11、手話通訳・要約筆記等のコミュニケーション支援は、その言語的な特性をふまえ、権利として保障されるべきであり、全て無料とすること。また、都道府県で実施できるようにすること。
- 12、介護、日中活動、ケアホームなど地域生活の社会資源を維持できるよう、現行の日割制度をあらためるとともに報酬単価・体系の見直しを行うこと。
- 13、真に「施設・病院からの地域移行」が進むように、「精神障害者退院支援施設」等の廃止と、ピアサポート等の当事者活動への支援・退院促進事業・地域での住まい確保策の充実を行うこと。
- 14、所得保障、扶養義務問題等、手つかずの基本課題の解決をはかること。
- 15、日本でのノーマライゼーション、施設・病院からの地域移行実現のため障害者予算の飛躍的拡充と地域生活のサービス基盤整備のための特別立法を行うこと。

以上

今こそ進めよう！障害者制度改革 自立支援法廃止と新法づくりを確かなものに

10.29 全国大フォーラム 参加者一同

各賛同団体の皆様へ

—「ニュース」募集のお知らせ—

当ネットワークでは役員会終了後、賛同団体へ議事録と共に各団体のニュースをお届けしています。現況報告や今後の取り組み、イベントのお知らせ、アピールなどどんどん発信していきます。希望される団体は下記まで遠慮なくご連絡ください。

NPO 法人 自立生活センター・東大和まで

電話&FAX：042-567-2622

メール：oil-ymt@violin.ocn.ne.jp

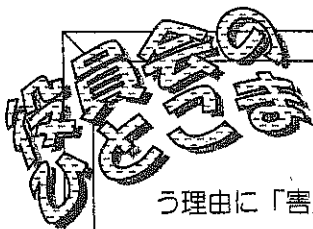
豆知識

「条約と署名と批准について」

2カ国以上で約束事をするとき、口約束だけでは誰かが忘れてしまったりするかもしれません。そうなったら困るので、大事な約束は紙に書いて残します。これが「条約」です。

条約に『私も同じ考えです』と意思表示するために、国の代表者が自分の名前をサインします。これが「署名」です。

「批准」とは、「署名」の後の手続きのことで、国の代表者が「署名」した条約の内容を、国会も『私もその条約を守ります』と条約を取り決めた国家間に意思表示することです。



今回の会報を作るにあたり「障害者」「障がい者」という表記をめぐる、いろいろな意見が出ました。「障がい者」の方がいいのではという理由に「害」のイメージが悪いからというものがある一方、文字だけ直したからといって社会的なイメージを改善したというパフォーマンスに使われたくない、という人も多かったです。どちらを使うにしろ、それぞれの人の「しょうがいしゃ」に対する熱い気持ちがこもっていることなので、ネットワークとして特にこだわって統一はしないこととしました。あなたはどちら派ですか？

第20回「社会福祉法人みんなの会」支援コンサート

なごやか寄席

2011年2月13日(日) ハミングホール

(東大和市市民会館・大ホール)

開場:12:30 開演: 1:30

大和田 隆雄



林 正潔 紙切り



古今亭 彌六 落語



三増 ね紋 曲披露



一般	3000円
小中学生	2000円
※障害者割引各500円引き	
※全席自由 (一部障害者席有り)	

◎ 手話通訳・全席難聴者対応ヘッドフォン、用意しております。ご希望の方は当日、受付にお申し出ください。

◎ 車イス席や、障害者席をご希望の方は、あらかじめご連絡ください。

主催 「社会福祉法人みんなの会」支援コンサート実行委員会
 後援 東大和市／東大和市社会福祉協議会／東大和市教育委員会
 協力 東大和市手話通訳者の会／民俗芸能を守る会

一枚のチケットが 大きな支援になります

「障害があっても、もてる力を発揮し社会人として働きたい」という願いから「みんなの家」が発足して20年。毎年開催してきました支援コンサートも20回目を迎えました。節目の今回は「なごやか寄席」です。どうぞ日本の伝統芸能をお楽しみください。

「みんなの家」では陶芸、手芸、さをり織り、下請け作業、菓子製造と様々な作業を仲間どうし励ましあいながら、元気に活動しています。コンサートの収益金は、施設の運営費や通所者の工賃補助として使わせていただいています。みなさまの大きなご支援を心からお願いいたします。

【チケット取扱店】

- 珈琲倶楽部（南街）
- 志成塾（南街）
- 森の風接骨院（南街）
- 夢屋珈琲工房（南街）
- ワタナベ文具（南街）
- もりしげ酒店（中央）
- リカーハウスカドヤ（中央）
- 塚間畜産（向原）
- 大和書林（光商店街）
- 古奈家（清水）
- 佐藤サイクル（東京街道団地）
- 榎本豆腐店（狭山）
- 美吉屋酒店（湖畔）
- YOUMAYホール／高橋（湖畔）
- 高木青果（芝中）
- パン焼き小屋もくもく（芝中）
- インテリアBENA（蔵敷）
- 竹下薬局（芋窪）
- マイマートおおはらや（芋窪）
- 食工房ばる（奈良橋）
- ファッションあしざわ（玉川上水）
- じゃらんじゃらん（上北台市民センター）

お問合せ先

第一みんなの家・TEL 042-564-1900・FAX 042-564-1905
 第二みんなの家・TEL 042-567-0267・FAX 042-567-0258
 第三みんなの家・TEL 042-562-8776・FAX 042-562-8733

三遊亭 円丈（さんゆうてい えんじょう）

1944年生まれ。名古屋出身。1964年6代目三遊亭円生に入門。1964年二つ目に昇進。1978年真打昇進、「円丈」を襲名。2006年から落語協会の監事を務める。

新作落語の雄といわれ、三遊亭白鳥、柳家喬太郎、春風亭昇太など流派を超えて、新作落語の人気落語家に大きな影響を与えている。

林家 正楽（はやしやしょうらく）

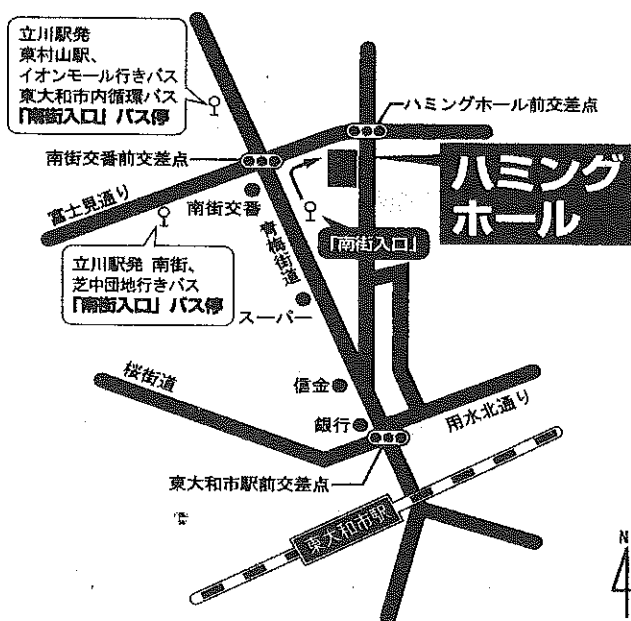
1948年生まれ。東京目黒出身。寄席の色物で人気の「紙切り」の第一人者。1966年2代目正楽に入門。2000年3代目正楽を襲名。淡々とした語りとユーモアでお客様のリクエストに応じて紙を切る。

古今亭 菊六（ここんてい きくろく）

1979年生まれ。東京都出身。2001年学習院大学卒。2002年円菊に入門、2006年二つ目に昇進。2009年NHK新人演芸大賞を受賞、古典落語をしっかりと身につけた本格派として注目の新人。

三増 れ紋（みますれもん）

東京都出身。江戸曲独楽師。1996年、漫才師故内海好江に師事。1998年三増流宗家、三世紋也に入門。2000年、れ紋を襲名。独楽(こま)を自在に操る。2003年ドイツにてジャパンフェスティバルにも参加。



ハミングホールへのご案内

- ☆ JR立川駅北口から東村山駅・イオンモール・南街・芝中団地行きバスで「南街入口」下車 徒歩2分
- ☆ 西武拝島線東和市駅から徒歩8分
- ☆ ちょこバス停留所「ハミングホール」下車